盛岡市 パブリックコメント

**「宿泊税の導入について」への意見**

意見募集期間：令和７年５月28日（水）から令和７年６月30日（月）まで

（令和７年６月30日（月）必着、郵送以外は同日午後５時までの受付）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名（または法人・団体名） |  |
| 住　　所 |  |
| 電話番号 |  |
| 該当する箇所  に○印を付し  てください。 | ア　市内に住所を有する者  イ　市内に事務所又は事業所を有するもの  ウ　市内に存する事務所又は事業所に勤務する者  エ　市内に存する学校に在学する者  オ　パブリックコメントに係る事案に利害関係を有するもの |
| ご意見  ※自由記載 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| ご意見 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

【注意事項】

・　提出いただいた個人情報を除くご意見（概要）については、ご意見に対する市の考え方とともに 公表します（類似の意見は集約します）。なお、寄せられたご意見に対して個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

・　ご意見の内容を確認する場合がありますので、氏名・住所・電話番号の記載をお願いします。なお、これらの記載のないものについては、ご意見として取り扱いしませんのでご了承ください。

・　記入いただいた個人情報は「宿泊税の導入について」の検討のみに使用し、他の目的で使用することはありません。

【提出先】

・　郵送の場合：〒020-8530 盛岡市内丸12番２号 財政部市民税課　宛て

* ファクスの場合：019-626-7583　財政部市民税課　宛て
* 持参の場合：市役所本館２階 市民税課へ直接お持ちください。

（土曜日及び日曜日を除く午前８時30分から午後５時まで）